

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

10月上旬を過ぎてから、一気に冷え込んできました。  
先月の停電騒ぎの後で、カセットガス式のポータブルストーブ、電池式充電器等々、購入にいそしんでいます。どこまで自衛するか、悩ましいところです。

## 贈与にご注意ください

税理士 鎌田 ふくみ

贈与税は、暦年で課税されますので、年の後半になると、今年はどうしようか、と考える方もいらっしゃるかと思います。

以下、アットランダムになりますが、暦年贈与関連でちょっと気になることなど、いくつか列記してみます。ご参考まで。

- ① 1年間に贈与を受けた金額から基礎控除額 110 万円を控除した残額をもとに贈与税額を計算します。贈与者が複数いる場合は、合計した金額から 110 万円を控除します。110 万円の基礎控除額以内であれば、無税で贈与できます。
- ② 310 万円贈与すれば、110 万円控除した残額 200 万円に対して 10%の税率で課税されます。20 万円の税額になりますが、発想を変えると、20 万円の税額で310 万円贈与することができます。将来の相続税負担の大きそうな方は、多少の税額負担をしても、長い目で見れば節税効果が期待できます。
- ③ 受贈者が未成年者の場合には、注意が必要です。贈与は契約行為なので、未成年者は親権者が受諾していることが前提です。
- ④ 未成年者に贈与するときには、税額負担をどうするかも考えておく必要があります。

先の例で、310 万円贈与し、20 万円の贈与税負担がある場合、310 万円が金銭である場合は、それを元手に 20 万円を払うことができますが、310 万円の価値がある土地や非上場株など換金性のないものを贈与する場合は、要注意です。

例えば、祖父から未就学児の孫に贈与する場合は、祖父と、孫並びに法定代理人である親の間で贈与契約書を作成しておくことをお勧めします。

今年分の申告は 310 万円をもとに計算しますが、来年は 20 万円+310 万円が贈与を受けた合計額になります。110 万円を控除した残額は 220 万円となり、税率も少し上がり、税額は 23 万円となります。

## 修繕費と資本的支出について

スタッフ 二本柳 創

固定資産の修理費用が、修繕費（経費）になるのか、資本的支出として固定資産になるのか判断に迷うところです。法令等や実務上の注意点をまとめてみました。

1. 修理等の内容が通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために支出した金額であれば、修繕費として損金経理することができます。（法基通 7-8-2）。  
例) 壊れた機械や車などを原状回復する修理、壁紙の張替え工事、建物や機械などの通常程度の再塗装工事など
2. 修理等が少額又は周期の短い費用の場合は、修理内容にかかわらず、修繕費として処理することが認められます。（法基通 7-8-3）。
  - ①修理等の費用の額が 20 万円未満
  - ②概ね 3 年以内の周期で行われる修理等
3. 修理等の内容が、新たな機能の付加や耐久性の強化により法定耐用年数が伸びるなどその資産の価値を高めるものであれば資本的支出になります。（法基通 7-8-1）。  
例) 建物の避難階段の取り付け工事、建物等の用途変更のための改造又は改装工事、機械の部品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合、通常の見取替えの費用の額を超える部分の金額など
4. 修理等の内容が資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合は、次のいずれかに該当すれば修繕費として処理することができます（法基通 7-8-4）。
  - ①修理等の費用の額が 60 万円に満たない場合
  - ②修理等の対象資産の前期末の取得価額の 10%相当額以下の場合
5. 修理等の内容が資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合（上記 2、4 の適用を受けるものを除く）、修理等費用の 30%相当額と前期末取得価額×10%の、いずれか少ない金額を修繕費、残りを資本的支出として処理することができます。継続処理が要求されます。（法基通 7-8-5）。

後日になっても不明な点を残さないように、修理箇所の修理前・修理後の写真や、具体的な修理内容がわかる資料の作成・保管をお願い致します。

## 営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の勤務時間は 6 月～11 月の間は、17 時までです。よろしくお願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。